

## 福利厚生施策の在り方に関する研究会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年6月5日（金）16時00分～18時05分
- 2 場 所 総務省共用会議室1
- 3 出席者  
(有識者)：浅野委員、川上委員、河本委員、武石委員、西久保委員  
(総務省)：村木人事・恩給局長、笹島人事・恩給局次長、川淵総務課長、山岸参事官、  
三上人事制度研究官、中澤総務課調査官
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 人事・恩給局長あいさつ
  - (3) 委員紹介
  - (4) 座長、座長代理の選任
  - (5) 研究会の運営要領について
  - (6) 国家公務員における福利厚生施策の現状について
  - (7) 意見交換
  - (8) 今後の研究会の進め方について
  - (9) 閉会
- 5 議事概要
  - (1) 座長、座長代理の選任を行い、座長に西久保委員が選任され、座長代理に河本委員が指名された。
  - (2) 事務局から、「国家公務員における福利厚生施策の現状について」（資料3）の説明を行った後、意見交換を行った。  
(主な質疑)  
Q：国の福利厚生施策は人事院、総務省及び各府省の共済組合が行っており役割分担が複雑。また、国の福利厚生は法制化されているものもあり、範囲が多岐に亘っている、検討範囲をどこまでとするのか。  
A：現行の国家公務員福利厚生基本計画の範囲を原則とすることを想定している。  
Q：国家公務員の福利厚生施策に対する事業評価みたいなものはあるか。  
A：国家公務員全体としての事業評価は実施していない。  
Q：実施機関別の施策に対する公務員の利用率、制度の稼働率のデータはあるか。  
A：確認したうえで回答する。  
Q：メンタルヘルスの在り方を検討するに当たり、民間では経営者のメンタルヘルスの重視度に左右されることが多いことから、目標をどこに置くのかを確認してお

く必要がある。

A：最終的には民間との均衡を保つことになるかもしれないが、提言としては革新的なものも含めて提案していただきたい。

Q：基本計画の柱について、健康の保持増進、安全衛生は目的であるのにレクリエーションだけ領域が出てくるのが体系的に不自然である。「レクリエーション」という表現を「心の健康」、「元気回復」、「従業員同士の一体化の醸成」というような項目にした方がよいのでないか。

A：レクリエーション活動の目的として、国家公務員福利厚生基本計画や人事院規則においてそのような記述もあることから相応しいのかもしれないが、基本計画の項目構成は、国家公務員法に基づいた表現であることから難しいものと認識。

(主な意見等)

- 日本の先進的な企業で定着している総報酬の考え方では、給与と福利厚生費はもともと権利であるから、現金でもらおうが、福利厚生でもらおうが自由ということである。福利厚生経費が総額として妥当かという検討も必要である。
  - 厚生労働省等の調査により、民間における従業員1人当たりの総コスト(現金給与、法定福利費、法定外福利費、退職給与)がクリアになっている。比較検討のためにモデル的な国家公務員一人当たりの退職給付も含めた総コストのデータが必要。
  - 民間における福利厚生は、コストと効果の観点から、ニーズのないもの、効果が見込めないものは減らして、経営的な効果が出やすいものにシフトしている。公務員の福利厚生制度もコストと効果の観点での検討が必要。
  - 民間におけるレクリエーションについては、箱ものから補助制にシフトしている傾向にある。
  - 職場レクリエーションがなくなることについては、もう少しウェットなところも必要ではないかという声もあるし、それがまたメンタルの問題にもつながってくるということを問題意識として持っておく必要がある。
  - レクリエーションという手段で何を実現したいのかということが重要で、実現したい目的によっては、レクリエーションと代替的なほかの選択肢があってもよいのではないか。
  - 両立支援、介護支援、いわゆるワークライフバランス、託児施設等の育児支援等を施策として検討してもいいのではないか。
  - 民間企業には、ベビーシッターの情報や病気になった子どもの世話をしてくれるところの情報を集約して、職員がそこへ聞くと教えてくれると仕組みがあるので、公務員にも各省横断的な情報センターみたいなものがあるといいかもしれない。
- (3) 事務局から資料4に基づき、今後の研究会の進め方(スケジュール)について説明した結果、了承され、また、次回(7月9日)研究会における「民間における福利厚生

- (全体)の動向」のプレゼンテーションは河本委員が行うこととなった。
- (4)事務局から、資料5に基づき、メンタルヘルスに関する取組状況を説明、次回研究会において事務局から再説明の後、検討することとなった。
- (5)次回研究会の開催は、7月9日の木曜日、16時からということにして閉会した。

以 上

なお、以上の内容は、事務局である総務省人事・恩給局福利・厚生制度担当の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性はある